

主な指摘事項【特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び契約の締結等	重要事項説明書及び契約書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。 すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ・利用者からの契約の解約の申出期間について、契約書と重要事項説明書の間で齟齬があるため、 実際の内容を記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・緊急時等における対応方法について記載すること。 ・非常災害対策について記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が 必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・利用料金について、利用者負担額の記載が1割、2割のみのため、3割の場合についても記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	・全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する 政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な 研修を受講させるために必要な措置を講じること。	1件
介護給付 費の算定 及び取扱 い	ADL維持等加算 I	・ADL利得の算出にあたって、評価対象利用期間の初月及び評価対象利用期間の初月から6月目のADL値を 用いるところ、他の月のADL値を用いての算出が見受けられた。そのため、当該加算に必要なADL利得の 平均値が1以上であることが確認できない。 令和4年度から令和6年度までの各年度の評価対象期間のADL利得の再計算を行い、基準を満たしているか 確認すること。 なお、再計算の結果、各年度のADL利得が算定基準を満たさない場合、過誤調整等の必要な措置を講じる こと。	1件
介護給付 費の算定 及び取扱 い	看取り介護加算	・看取りに関する指針を作成しておらず、入居の際に利用者又はその家族に対して看取りに関する指針の内容 の説明及び同意を得ていないため、当該加算の算定要件を満たしていない。過去5年間の当該加算の状況に ついて自主精査し、過誤調整等必要な措置を講じること。 なお、看取りに関する指針を作成する際は以下の内容を盛り込むこと。 ①当該特定施設の看取りに関する考え方 ②終末期にたどる経過(時期、プロセスごと)とそれに応じた介護の考え方 ③特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 ④医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時の対応を含む) ⑤利用者等への情報提供及び意思確認の方法 ⑥利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 ⑦家族への心理的支援に関する考え方 ⑧その他看取り介護を受ける利用者に対して特定施設の職員が取るべき具体的な対応の方法 また、看取り指針作成後は、看取りの実績等を踏まえ、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による 協議の上、適宜、指針の見直しを行う必要があるので留意すること。	1件

計5件